

伊勢市条件付契約基準価格制度実施要領

1 目的

低価格で落札された建設工事について、落札者に対して契約に必要な条件を付し現場管理体制を強化すること等により、建設工事の品質の確保と適正な契約履行の担保を図ろうとするものである。

2 対象工事

建設工事のうち、要件付一般競争入札により落札者を決定するもの。

3 条件付契約基準価格

建設工事ごとに定める条件付契約基準価格（当該工事の契約の条件として以下に定める事項を落札者に求めるときの基準となる価格をいう。以下同じ。）は、予定価格の80%の額（千円未満切捨て）とする。

4 契約の条件

（１） 建設工事ごとに定める条件付契約基準価格未満の価格で契約（以下「条件付契約」という。）をしようとするときには、当該落札者に対して、通常の場合に加えて、次の条件を付して契約を締結するものとする。

① 当該工事において、主任（監理）技術者及び現場代理人とは別に以下の要件を全て満たす「担当技術者」１人を追加して専任で配置すること。

ア．当該工事の主任技術者となり得る資格を有すること。

イ．入札日において落札者（落札者が共同企業体の場合にあつては、当該共同企業体の構成員のいずれか）との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、三ヶ月以上継続している者をいう。）を有すること。

② 設計金額が2,500万円以上の建設工事にあつては、主任（監理）技術者と現場代理人の兼務は認めない。

③ 契約保証金の納付を要する建設工事にあつては、契約保証金の額を契約金額の10分の3以上とすること。

（２） 対象工事においては、入札公告に（１）に定める契約の条件を明記す

るものとする。

5 入札手続き等

- (1) 条件付契約基準価格未満の価格で入札し落札候補となった者は、配置予定技術者届に配置しようとする担当技術者の氏名及び資格名称等を記載しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付を要する工事において、条件付契約基準価格未満の価格で落札候補者となった者は、あらかじめ関係機関等に照会するなど必要な確認等を行ったうえで、速やかに契約保証金の納付方法等に関する確認書を提出しなければならない。

6 落札者の決定

条件付契約基準価格未満で落札候補者となった者については、通常の場合の審査に加え、次のとおり条件付契約に係る審査を行い落札者を決定する。

- (1) 落札候補者から提出された配置予定技術者届及び契約保証金の納付に関する確認書に基づき審査を行い、その結果が適当と判断された場合、その者を落札者とする。
- (2) 審査の結果、契約の条件のいずれかが充足できず不可と判断された場合、その者は落札者となれず、次順位の者を落札候補者とし、同様に審査を行い落札者を決定する。

7 落札の取消

落札決定後において、契約の条件である契約金額の10分の3以上の額の契約保証金の納付が困難であることが判明した場合にあつては、当該落札者の落札を取り消し、その旨を通知することとする。この場合にあつては、次順位の者を落札候補者として、同様に審査を行い落札者を決定するものとする。

8 落札取消の場合の措置

契約保証金の納付が困難なことにより落札取消となった者については、落札取消を決定した日の翌日から15日の間に入札公告する本制度の対象工事の入札への参加を認めないこととする。

9 担当技術者の変更

工期途中での担当技術者の変更は原則認めない。ただし、死亡、傷病又は

退職等、真にやむを得ない理由がある場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めることとする。

10 契約解除の場合の措置

条件付契約を締結した工事について、当該請負者の責に帰する事由により契約を解除し違約金を徴収するときの違約金の額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。